

議案第 14 号

野田市立あおい空の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

野田市立あおい空の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年3月1日提出

野田市長 鈴木 有

野田市条例第 号

野田市立あおい空の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

野田市立あおい空の設置及び管理に関する条例（平成21年野田市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「第77条第3項」を「第77条第5項」に改める。

第10条各号列記以外の部分中「を利用した者（第6条第1号イに該当する者を除く。）」を「において次の各号に掲げる業務を利用した者」に、「次の各号」を「当該各号」に改め、同条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

第11条を第12条とし、第10条の次に次の1条を加える。

（利用料金）

第11条 あおい空において生活介護を利用した者（第6条第1号イに該当する者を除く。）又はその保護者は、指定管理者に対し、その利用に係る料金（以下この条において「利用料金」という。）を支払わなければならない。

- 2 利用料金は、指定管理者の収入とする。
- 3 利用料金の額は、生活介護について法第29条第3項第1号に規定する主務大臣が定める基準により算定した費用の額及び同条第1項に規定する主務省令で定める費用として指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。
- 4 市長は、前項の承認をしたときは、その旨及び利用料金の額を告示するものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の野田市立あおい空の設置及び管理に関する条例第10条及び第11条の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料及び利用料金について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

## 提案理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴い、所要の改正をするとともに、利用料金制の導入に伴い、利用料金に関する規定を追加しようとするものである。

## 参考資料

### 野田市立あおい空の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表 (下線の部分は改正部分)

#### ○ 野田市立あおい空の設置及び管理に関する条例 (平成21年野田市条例第24号)

改 正 案	現 行
<p>(業務)</p> <p>第4条 あおい空の業務は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第77条第5項の規定による地域生活支援事業のうち一時支援事業(以下「一時支援」という。)に関すること。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(使用料)</p> <p>第10条 あおい空において次の各号に掲げる業務を利用した者又はその保護者は、当該各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める使用料を納入しなければならない。 い。 (削る。)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(利用料金)</p> <p>第11条 あおい空において生活介護を利用した者(第6条第1号イに該当する者を除く。)又はその保護者は、指定管理者に対し、その利用に係る料金(以下この条において「利用料金」という。)を支払わなければならない。</p> <p>2 利用料金は、指定管理者の収入とする。</p> <p>3 利用料金の額は、生活介護について法第29条第3項第1号に規定する主務大臣が定める基準により算定した費用の額及び同条第1項に規定する主務省令で定める費用として指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。</p> <p>4 市長は、前項の承認をしたときは、その旨及び利用料金の額を告示するものとする。</p> <p>第12条 (略)</p>	<p>(業務)</p> <p>第4条 あおい空の業務は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第77条第3項の規定による地域生活支援事業のうち一時支援事業(以下「一時支援」という。)に関すること。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(使用料)</p> <p>第10条 あおい空を利用した者(第6条第1号イに該当する者を除く。)又はその保護者は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める使用料を納入しなければならない。</p> <p>(1) 生活介護 法第29条第3項第1号に規定する主務大臣が定める基準により算定した費用の額</p> <p>(2)・(3) (略)</p>
	<p>第11条 (略)</p>